# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から42年3月まで

私は、昭和 41 年に元夫が勤めていた会社を辞めたので、国民健康保険に加入するためにA県B市C地区にあったB市役所出張所に行った際、併せて国民年金の加入手続を行い、以来、同市役所出張所で国民年金保険料をきちんと納付してきたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人の元夫に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)等から申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和 42 年6月5日に払い出されていることが確認でき、申立人が納付したとする申立人の元夫の申立期間以降の国民年金加入期間の国民年金保険料についても全て納付されていることから、申立人の国民年金保険料の納付に関する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金手帳記号番号欄の資格取得欄には、昭和41年7月13日と記載されているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によれば、国民年金被保険者資格取得日と思われる「41.7.13-1」の記載が訂正理由及び訂正印も無い状態で、「42.7.10-1」へ不自然に訂正されていることが確認できる上、オンライ

ン記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日が平成23年1月20日付けで昭和42年7月10日から41年7月12日に訂正されているほか、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によれば、納付済みとされていた42年4月から同年6月までの国民年金保険料が55年4月30日付けで還付されているものの、オンライン記録によれば、平成23年1月20日付けで納付済みに訂正されていることが確認できる等、行政側において、記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、「家計は私が握っていたので、国民年金保険料についても、元夫の分と私の分を別々に納付するというようなことはなかったと思う。」と述べているところ、申立期間直後の昭和42年4月から43年9月分までの申立人及びその元夫に係る国民年金保険料の納付日について、申立人が所持している国民年金手帳の印紙検認印欄の領収印及び領収証書並びに申立人の元夫の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において、両者の納付日が同日又は近接した日である上、申立人の元夫の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によれば、申立期間に係る申立人の元夫の国民年金保険料は、45年12月1日に第1回特例納付により納付されていることが確認でき、申立人の45年10月から同年12月までの国民年金保険料も同日に納付していることが確認できることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても、申立人の元夫と共に第1回特例納付により納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年3月まで 私が20歳になった昭和49年\*月頃、母がA町役場B支所(現在は、 C市役所D出張所)で、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。 国民年金保険料は、納付組合の担当者が他の税金等と一緒に自宅に集 金に来ていたので、毎月1,000円から1,500円ぐらいを母が納付してく れていた。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間が未納となっており納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和52年6月13日に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間のうち49年1月から50年3月までの期間の保険料は時効により、納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、C市役所D出張所の「国民年金保険料納付台帳(E地区納付組合)」によれば、昭和49年度から51年度までの同台帳には、申立人の両親の納付記録はあるものの、申立人に係る納付記録は無く、52年度の同台帳から申立人の納付記録が確認でき、52年4月から同年8月までの国民年金保険料の納付日欄には「52.9.30」のゴム印が押されており、申立人の両親の同年6月から同年8月までの当該欄にも同様に「52.9.30」のゴム印が押されていることから、申立人に係る国民年金保険料は、52年9月30日から申立人の両親と共に納付組合で納付されていることが確認

できる。

さらに、申立人に係るA町(現在は、C市)の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未納とされており、オンライン記録とも一致している上、同名簿の補記欄には、「附4条 54.7.5」のゴム印が押されていることが確認できるところ、この時期は、第3回特例納付実施時期(昭和53年7月から55年6月まで)であり、当時のA町では、未納期間がある加入者に対して個別に納付勧奨の通知書を送付し、その事蹟を国民年金被保険者名簿の補記欄に「附4条」及び送付年月日を記載していることから、第3回特例納付実施時期において、申立期間に係る国民年金保険料は未納であった可能性がうかがえるほか、申立人及びその母親から申立期間の国民年金保険料について、特例納付したとの主張も無く、特例納付が行われた場合に保存されるべき国民年金被保険者台帳(特殊台帳)も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る 国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 10 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年12月まで

申立期間当時、私が勤務していたA市の会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったが、国民年金の話を同僚から聞いていたので、20歳になった昭和46年\*月頃にA市役所B出張所において国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、毎月だったか数か月分まとめてだったかは覚えていないが、職場近くの銀行、B出張所又はC区の支所の窓口で納付していたと思う。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間が未納となっており納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 51 年9月頃に払い出されたものと推認され、その時点において、申立期間の一部の保険料は、時効により、特例納付でしか納付できなかったものと考えられ、残りの申立期間の保険料は過年度保険料となるところ、A市は、「市役所の窓口において過年度の国民年金保険料を納付できない。」と回答しており、申立人から特例納付及び過年度納付を行ったとの主張もなく、特例納付が行われた場合に保存されるべき国民年金被保険者台帳(特殊台帳)も見当たらない。

また、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も 見当たらないほか、申立人は、昭和 46 年\*月頃に加入手続を行ったとし ているが、申立人が所持している年金手帳は49 年11 月から順次交付され た様式であり、当該年金手帳及びA市C区の国民年金被保険者名簿の住所欄には、申立人が51年9月25日に転居した後のA市C区の住所地が記載されており、申立人が加入手続を行ったとする住所地と相違している。

さらに、申立人は、「A市役所B出張所で国民年金の加入手続を行った。 国民年金保険料は、職場近くの銀行、B出張所又はC区の支所の窓口で納付していたと思う。」と述べているところ、A市は、「B出張所では国民年金業務を行っていなかった。当該出張所に隣接したD事務所が国民年金業務を行っていたが、両所は共に昭和46年\*月\*日までしか存在していない上、E支所も47年\*月以降は区役所になっている。」と回答しており、申立人の申立内容に不自然な点が見受けられる。

加えて、A市が保管している国民年金保険料収滞納一覧表から、申立人については、申立期間直後の昭和 51 年4月から同年9月までの保険料が同年 11 月1日に収納されていることが確認でき、国民年金手帳記号番号の払出時期に近接している上、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から同年12月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から同年12月まで

私は、家を新築した昭和 45 年以降に申立期間の国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、A町役場(現在は、B市役所)に行って国民年金保険料を特例納付した。納付した時期は覚えていないが、申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「家を新築した昭和 45 年以降に、申立期間の国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、55 年までの間に、A町役場で特例納付した。」と主張しているところ、国民年金保険料の特例納付は 45 年 7 月から 55 年 6 月までの間に 3 回実施されているが、申立人の納付時期が不明である上、家を新築したとされる頃の第 1 回特例納付実施期間に A町役場で国民年金係に在籍していた元職員は、「A町役場の窓口で過年度納付や特例納付はできなかったし、役場で国民年金保険料を預かることもしていなかった。」と回答していることから、申立期間の国民年金保険料を同役場の窓口で特例納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、納付した国民年金保険料額を覚えていない上、申立人が覚えている国民年金保険料の納付書の様式についても、特例納付の際に使用されていた当時の納付書と相違している。

さらに、前述の元職員は、「過年度納付や特例納付に係る記録については、年1回、社会保険事務所(当時)において、同事務所の国民年金被保険者台帳とA町役場の国民年金被保険者名簿の照合を行った際に記載していた。」と回答しているところ、申立人の同役場の国民年金被保険者名簿

及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、特例納付の記載はなく、オンライン記録と一致している上、不自然な記録訂正が行われた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年 金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 長崎厚生年金 事案 1002

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月6日から39年1月20日まで

② 昭和39年1月22日から同年4月1日まで

③ 昭和39年4月1日から同年7月21日まで

④ 昭和40年1月8日から44年2月1日まで

私の年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっていた。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間を 厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間④のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の受給資格を確認したと思われる「老・遺・障・脱44. □. 2資格確認」(□の箇所は、判読不能)のゴム印が押され、「脱」に○が付されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の同社に係る被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年6月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立期間当時、申立人と同じ事業所に勤務していたとする複数の同僚は、「当時、会社を結婚等で辞める人は退職金と別に一時金を受け取ることができると話をしたことを覚えている。」、「退職金代わりに脱退手当金をもらった。」旨述べている上、前述の同僚で脱退手当金を受給している者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同様の「老・遺・障・脱44. □. 2資格確認」のゴム印が押され、「脱」に○が付されていることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の役員は死亡等

により、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言を得ることはできない上、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。